

# 「教育再生」をめぐる動向

文教科学委員会調査室 今村 和男

## 1. はじめに

平成24年12月16日に行われた第46回衆議院総選挙の結果、「経済再生」とともに「教育再生」を重要政策として政権公約<sup>1</sup>に掲げる自由民主党が約3年ぶりに政権に復帰し、12月26日、安倍晋三自由民主党総裁を首班とする第2次安倍内閣（自公連立）が発足した。

教育に関しては、衆議院総選挙前から党内に教育再生実行本部を設け意見を集約するとともに、政権発足後は閣議をもって教育再生実行会議を開催することを決定（平25.1.15）し、既に3度にわたる提言が提出され、次の提言に向けて討議が重ねられている。第1次提言に関連しては議員立法「いじめ防止対策推進法」が成立しており、また教育委員会改革に係る法制化を念頭に中央教育審議会（以下「中教審」）に諮問がなされるなど、精力的な動きが見られた。

平成25年7月21日に行われた第23回参議院通常選挙に際し、自由民主党は憲法、行政改革・政治改革のグループの中に「教育」を据え、「教育再生を断行し、世界トップレベルの学力と規範意識、歴史や文化を尊ぶ心を持つ子供たちを育みます」として、「世界で勝てる人材の育成」及び「全ての子供の健全な成長と安全の確保」の大項目の下に14項目にわたる選挙公約を掲げた<sup>2</sup>。そして、この参議院選挙において与党が勝利した結果、衆参のいわゆるねじれ現象は解消されたこともあり、この秋にも想定される臨時国会以降、教育再生を重要課題とする安倍政権がその政策を強力に推し進めることが予測される。

かつて、第1次安倍内閣の教育再生会議の提言により、教育三法（学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法）の改正、学力テストの実施などが行われたが、実現に至らなかったものもある。第2次安倍内閣で、秋以降、教育改革に関する議論が再び本格的に開始されることになると考えられるが、第1次安倍内閣から続いている流れの中にあることを認識しておくことが重要である。

本稿では、教育再生実行会議（以下「実行会議」）における安倍内閣総理大臣（以下「総理大臣」）、下村文部科学大臣兼教育再生担当大臣（以下「文科大臣」）、実行会議の鎌田座長の発言を提言ごとに分類することにより、第2次安倍内閣が最重要と位置付ける経済再生との関係を含め、この秋以降数年にわたるであろう教育改革がどのように進むのか概観していきたい。

## 2. これまでの教育改革

### （1）近年の教育改革

これまでも種々の教育改革が積み重ねられてきた。中教審から出されたいわゆる「四六答申」（昭46）<sup>3</sup>、臨時教育審議会（昭59～62）<sup>4</sup>、平成の時代に入ってから、教育改革

国民会議（平12）<sup>5</sup>、そして、同会議の提言を踏まえて、中教審での審議を経て、小泉内閣から提出され継続審査となっていた教育基本法の抜本的な改正がなされたのが<sup>6</sup>、第1次安倍内閣（改造内閣を含む。平18.9.26～19.9.26）における平成18年12月のことである。

## （２）第1次安倍内閣における教育改革

その第1次安倍内閣において設置（平18.10.10閣議決定）された教育再生会議によって提出された報告・取りまとめ等は、教育三法の改正、40年ぶりの全国的な学力調査の実施、学校支援地域本部や放課後子ども教室の実施など社会総がかりによる教育への取組の実現に結びついた<sup>7</sup>。

その中で、教育三法改正については、改正教育基本法の教育理念を踏まえ、当面必要な関係法律の改正を行うものと説明されており<sup>8</sup>、同会議の第1次報告「社会総がかりで教育再生をー公教育再生への第一歩ー」を参考に中教審による具体的な制度設計に関する審議が行われ、同審議会答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」（19.3.10）を踏まえて政府から提出され、第166回国会（通常国会）において成立し、平成19年6月27日に公布された。

このように安倍総理は並々ならぬ熱意をもって教育改革に臨んだが、第21回参議院通常選挙（19.7.29）において自由民主党は敗北し、いわゆる衆参ねじれ現象のなか内閣を改造（19.8.27）して約一月、衆参本会議で所信表明演説（19.9.10）を行った直後の平成19年9月26日に、第1次安倍内閣は総辞職した。

安倍総理の肝いりの教育再生会議は福田内閣にも引き継がれたが、「社会総がかりで教育再生を・最終報告～教育再生の実効性の担保のために～」（20.1.31）の取りまとめをもってその役割を終え、代わりに教育再生懇談会が発足（20.2.26）したが、第45回衆議院総選挙（21.8.30）に伴う政権交代後に民主党政権において廃止（21.11.17）された。

この結果、教育再生会議の提言の幾つかは残ったが<sup>9</sup>、これについての安倍総理の想いと教育再生会議に対する評価は<sup>10</sup>、第1回実行会議における次の発言に現れているのではないと思われる。

「…前回の教育再生会議でも大変すばらしい方針をまとめていただいたのですが、残念ながら現場がそうっていないということは、我々政治の側に大きな責任があるわけでありまして、それをしっかりと浸透させていくためにも、ちゃんと政治を安定させていく必要があるのだらうと思う次第でございます。…最初の教育再生会議では、ゆとり教育の見直しをするという決定をいたしました。ゆとり教育は発意、政策をつくった人たちの意図は良かったのですが、政策においては、よく意図と結果が全然違う場合があります。ですから、どうかこの会議におきましては、今までの政策との連続性ということは全然考えないでいただいて、変えるべきは思い切って変えていくという意味で、積極的な御議論をいただきたいと思います。」

## 3. 第2次安倍内閣発足前後からの動き<sup>11</sup>

## （１）教育再生実行本部（自由民主党）の動き

平成24年9月26日、自由民主党において安倍新総裁選出より間もなく、安倍総裁の直属機関として「教育再生実行本部」（本部長：下村博文元官房副長官）が党内に設置された。平成24年10月23日に初会合を開いた教育再生実行本部は、改正教育基本法の理念を実現するために、政権に復帰した際に直ちに実行すべき具体的な政策を掲げるとして、教育再生の審議を行った。衆議院解散（24.11.16）直後の11月20日にまとめられた「教育再生実行本部 中間取りまとめ」<sup>12</sup>は、6・3・3・4制の見直し、いじめ防止対策基本法制定などの教育改革案を内容としており、衆議院総選挙の自由民主党政権公約に反映された。

その後、教育再生実行本部（本部長：遠藤利明衆議院議員）は、25年4月8日、グローバル人材育成のため英語能力試験「TOEFL」などで一定の成績を収めることを大学の受験資格や卒業要件にするなどの提言「成長戦略に資するグローバル人材育成部会提言」を総理大臣に提出した。

次いで5月23日、「6・3・3制」の学制の弾力化や大学入試改革に向けた高校の「達成度テスト」創設などを盛り込んだ「平成の学制大改革部会 大学・入試の抜本改革部会 新人材確保法の制定部会 第2次提言」を総理大臣に提出した。

そして6月25日、教育再生実行本部「教科書検定の在り方特別部会」が、教科書検定での「近隣諸国条項」の見直しを求めた議論の「中間まとめ」を総理大臣に提出した。

## （２）実行会議（政府）の動き

第1次から第3次までの提言の具体的内容については、後ほど詳しく述べることとし、ここでは大まかな流れを紹介する。

平成25年1月15日、政府は「21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある」として、「実行会議」を開催することを閣議決定し、24日に初会合を開いた。実行会議は、総理大臣、内閣官房長官、文科大臣に加え、座長の鎌田薫早稲田大学総長を始めとする15名の有識者等から構成されている。

第3回実行会議（25.2.26）において、いじめと体罰への対策、道徳の教科化などを求めた第1次提言「いじめ問題等への対応について」が総理大臣に提出された。この第1次提言に盛り込まれた「社会総がかりでいじめに<sup>じ</sup>対峙していくための法律の制定」に関連し、6月21日、与野党6党（自民・民主・維新・公明・みんな・生活）が共同提出した「いじめ防止対策推進法案（衆第42号）」が参議院本会議で賛成多数により可決・成立した。

次に、第6回実行会議（25.4.15）において、教育長を教育行政の「責任者」と位置付けた上で、首長に教育長の任免権を付与することなどを求めた第2次提言「教育委員会制度等の在り方について」を総理大臣に提出した。これを受け、4月25日、文科大臣は、教育委員会制度の見直しなど「今後の地方教育行政の在り方について」を中教審に諮問した。

第8回実行会議（25.5.22）における討議の後、大学のグローバル化、小学校の英語活動の教科化などを求めた第3次提言「これからの大学教育等の在り方について」を5月28日に総理大臣に提出した。

実行会議は、その後、第9回（25.6.6）、第10回（25.6.26）、第11回（25.8.23）にわたり「高大接続・大学入試の在り方」を議題として、大学入試センター試験に代わる「到達度テスト」の導入などについて討議を行ってきており、その後、高大接続や大学入試制度の見直しについて討議が行われる予定である<sup>13</sup>。

それ以降の審議予定としては、第1回実行会議における文科大臣の挨拶等によれば「6・3・3・4制の在り方」について討議される予定である。

### （3）実行会議と中教審、教育再生会議等との関係

実行会議と中教審の関係について、文科大臣から、2月27日に開催された中教審総会では、実行会議は改革の方向性を示し、それを受けて、中教審においては具体的な実施方法や法制化に関わる事項について検討を進めてもらうようお願い、実行会議の議論の状況は、中教審委員に対して速やかに情報提供することを伝えた旨の発言が第4回実行会議でなされた。また、文科大臣が「屋上屋を架すのは時間の無駄。実行会議で方向性を決め、中教審で具体的に議論してほしい」と話した旨の報道がなされている<sup>14</sup>。

実行会議と教育再生会議（第1次安倍内閣）の関係について、文科大臣より、この度の「実行会議」においては、「教育再生実行」の名称が示すように、先の「教育再生会議」の提言や実績を踏まえつつ、直面する具体的なテーマについて、集中的かつ迅速に審議してもらい、必要な法改正や予算措置等を講じていきたい旨の発言があった。（第1回実行会議）

実行会議と教育再生実行本部（自由民主党）の関係について、文科大臣より、自由民主党の教育再生実行本部から昨年11月に中間提言取りまとめが行われるなど、各政党においても様々な教育再生のための提言が行われている。このような提言も参考にしつつ、できるものから、できるだけ早く改革の実行に取り組んでいきたい旨の発言があった。（第1回実行会議）

以上見てきたように、第1次安倍内閣時代の教育再生会議の提言・実績を踏まえ、かつ自由民主党教育再生実行本部の提言等を参考にしつつ、実行会議で教育改革の方向性を決める。次いで文科大臣からの諮問に対し中教審で具体的な実施方法や法制化に関わる事項について検討を進めて答申を行う、というのが大きな流れと考えられる。

## 4. 実行会議の提言内容

### （1）教育再生の目的及び実行会議の役割

#### ア 教育再生の目的

総理大臣より、教育再生は、経済再生と並ぶ日本国の最重要課題であり、「強い日本」を取り戻すためには、日本の将来を担っていく子どもたちの教育を再生することが不可欠。教育再生の最終的な大目標は、世界トップレベルの学力と規範意識を身につける機会を保障すること。第1次安倍内閣においては、教育基本法を改正し、教育の目標として、豊かな情操と道徳心を培うこと、伝統と文化を尊重し我が国と郷土を愛する態

度を養うことなどを明確に規定した。また、教育再生会議においては、社会総がかりで教育再生を図るための方策について議論し、改正教育基本法を実現するための学校教育法改正など「教育三法」の成立や、約40年ぶりの全国学力・学習状況調査の実施などに結実させた。しかしながら、その後の教育現場は、残念ながら改正教育基本法の理念が実現したといえる状況にない。決意を新たにして、第2次安倍内閣を挙げて教育再生に取り組む体制を整備するとともに、実行会議を設置し、教育再生の実行を強力に進めていく旨、発言があった。（第1回実行会議）

## イ 実行会議の役割

「教育再生実行会議の開催について」（平25.1.15閣議決定）抜粋

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある。このため、実行会議を開催する旨がその趣旨として述べられている。

鎌田座長より、近年は国際的地位が低下し、グローバル人材の育成が喫緊の課題となり、学力低下、体罰やいじめへの関心も高まる。若者が我が国の歩みの原動力になることが強く期待される。この会議はそのための対策を具体的に早く出すことが求められている旨、挨拶があった。（第1回実行会議）

## （2）第1次提言

### いじめの問題等への対応について（第1次提言概要）

平成25年2月26日

#### 1. 道徳の教科化

- ・ 教材の抜本的充実
- ・ 新たな枠組みによる教科化、指導内容の充実、効果的な指導方法の明確化

#### 2. いじめ対策の法律の制定

- ・ いじめに対峙していくための基本的理念や体制を整備する法律の制定

#### 3. 体罰禁止の徹底

- ・ 懲戒と体罰の区別の明確化
- ・ 子どもの自発的行動を促す部活動指導のガイドラインの策定

## ア 議論の目的

文科大臣より、いじめ問題への対応については、「いじめは絶対に許されない」との意識を日本全体で共有し、子どもを「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育を実現するよう、本日の実行会議から様々な意見をもらいたい旨の挨拶があった。

（第1回実行会議）

## イ 道徳教育の教科化の検討

総理大臣より、いじめの問題は人としての生き方・在り方にかかわる問題。子どもた

ちの規範意識や豊かな人間性を育んでいくために何が必要かとの視点で考え、道徳教育を充実していくことが大切である旨の挨拶とともに、道徳について、第1次安倍政権のときには教科にならなかったが、教科化も含めてもう一度検討していく必要がある。道徳を教えるのは大人の義務である旨の発言があった。（第2回実行会議）

第1次提言を受けた対応として、総理大臣より、道徳教育の充実に関する懇談会（座長：鳥居泰彦慶應義塾学事顧問）が開催された。小中学生用の道徳教材「心のノート」の全面改訂、教員の指導力向上、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みによる教科化の在り方などについて検討を行うこととなっているので報告したい旨の挨拶があり、文科大臣より、6年前に実現できなかった道徳の教科化について、国民の皆様にも共感を持ってもらえる形で検討してもらいたい。まず心のノートの全面改訂について、来年の4月から授業の中で使えるような形で進めていきたいと考えている旨の挨拶があった。（第5回実行会議）

なお、同懇談会の初会合が平成25年4月4日に開かれ、道徳を教科化するものの、成績評価は行わない方向で検討を進めることになった。年内にも提言をまとめ、文科大臣に提出する旨の報道がなされている<sup>15</sup>。

また、心のノートについては、文科大臣より「文部科学省の『道徳教育の充実に関する懇談会』で『心のノート』を全面改訂しながら、来年いい教材が出せるような準備をしている」旨の発言があった。（第10回実行会議）

#### ウ 取組の進捗状況（6月26日現在）（第10回実行会議配付資料より抜粋）

- 4月4日に文部科学省において「道徳教育の充実に関する懇談会」を開催
  - ①心のノートの全面改訂、
  - ②教員の指導力向上方策、
  - ③道徳の特性を踏まえた新たな枠組みによる教科化の具体的な在り方などについて検討を開始
- 同懇談会の下に「『心のノート』改訂作業部会」を設置し、9月中を目処に「心のノート」改訂案を作成するため検討中

#### エ いじめ防止対策推進法

総理大臣より、与党においていじめ防止対策基本法策定を決めているが、今回の議論も参考に法整備を進めたい旨、文科大臣より、今国会での法案成立前に文部科学省においていじめと体罰の定義を明確にする必要がある旨の発言があった。（第2回実行会議）

第1次提言の手交後、総理大臣より、いじめ対策の法制化について、実行会議のオブザーバー議員に対して、この提言の内容を踏まえ今国会での法案成立に向け尽力願う旨、文科大臣より、いじめ対策の法制化について国会における検討にこの提言がいかされるよう、与党、議会との連携を深めていく旨の発言がそれぞれあった。（第3回実行会議）

総理大臣より、提言を受け与野党協議を経て法案を一本化し、今第183回国会中（25. 6. 21）に「いじめ防止対策推進法」が成立した。文科大臣を中心として本法律を適切に運用し、いじめの防止等によりしっかりと取り組んでいく旨の挨拶があった。（第10回実行会議）

## オ 体罰禁止の徹底等

総理大臣より、教室における指導において、ある程度の基準がないと、先生の指導が体罰になってしまう問題もあるように感じた。部活動の場合も含めて、何をもって体罰にするかという議論はしておくべきである旨、文科大臣より、文部科学省において体罰の定義を明確にする必要がある。懲戒と体罰の区別について、現場の教員が理解しやすい丁寧な説明や部活動指導のガイドラインの策定を早急に進める旨、それぞれ発言があった。（第2回・第3回実行会議）

文科大臣より、提言を受け文部科学省では、3月7日に、運動部活動での許されない指導の明確化や指導力向上に向けたガイドラインの策定のための有識者会議を発足させた。また、3月13日に、体罰禁止の徹底、懲戒と体罰の区別について、学校の指導に資するため通知を発出した旨の発言があった。（第4回実行会議）

## カ 取組の進捗状況（6月26日現在）（第10回実行会議配付資料より抜粋）

- 3月13日に「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（通知）を発出
  - ・体罰の禁止の徹底
  - ・懲戒と体罰の区別、正当防衛と正当行為の明示
  - ・組織的な指導体制の構築等
- 5月27日に運動部活動の適切な指導のための「運動部活動での指導のガイドライン」を策定
  - ・顧問のみに任せず、学校組織全体で部活動指導
  - ・生徒のニーズの把握、コミュニケーションの充実、科学的な指導法の積極的な取り入れ等

## キ 今後の方向性

いじめ防止対策推進法は本年9月28日に施行されるが、その後は、この法律の趣旨に沿ってどのようにいじめ対策の実を上げてゆくかが問われる。まずは、同法第11条～第13条に規定する、文科大臣の定める「いじめ防止基本方針」、それを参酌して作成される地方公共団体の「地方いじめ防止基本方針」及びこの2方針を参酌してその学校の実情に応じて定められる「学校いじめ防止基本方針」の策定がどのようなものとなるのか、注視していく必要がある。なおこの点について「下村文科相は『ガイドラインをつくって各教育委員会に、より明示できるようにする。各自治体や教委がいじめ対策にしっかり取り組むよう指導していきたい』と述べている」旨の報道<sup>16</sup>がなされている。

また、教育再生会議では見送られた道徳の教科化が今回は実施を提言されたことに関

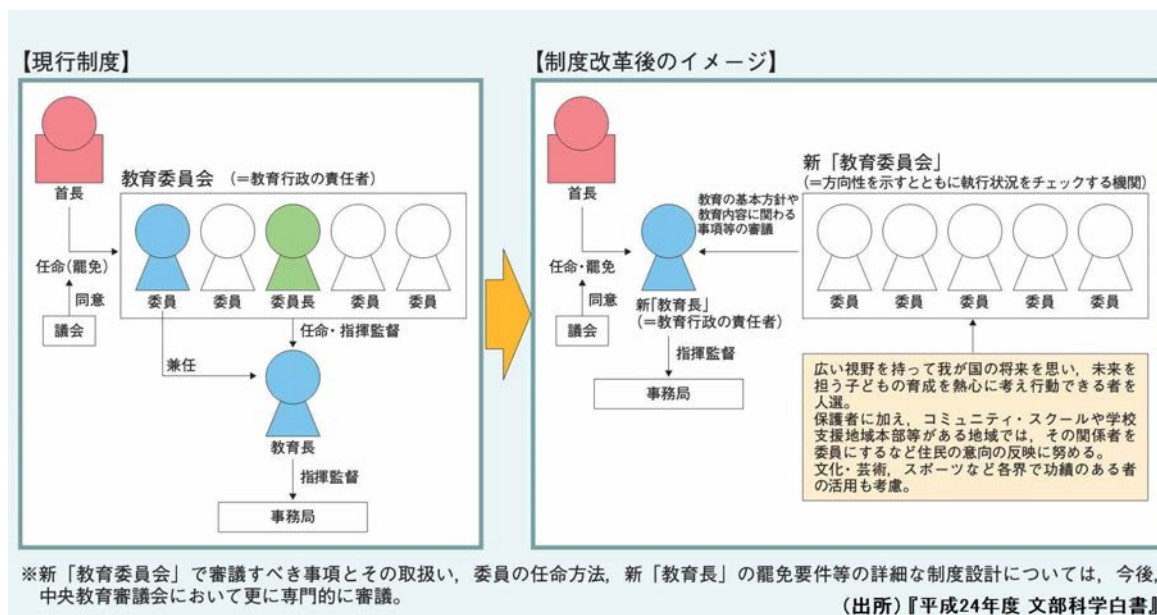
し、「道徳教育の充実に関する懇談会」の動向に注目する必要がある。

### (3) 第2次提言

教育委員会制度等の在り方について（第2次提言概要） 平成25年4月15日

1. 地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築く。
2. 責任ある教育が行われるよう、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、権限の見直しを行う。
3. 地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映する。

(図表1) 教育委員会制度改革後のイメージ



#### ア 議論の目的

総理大臣より、教育の役割が十分実現できない状況を改革する「教育再生」を実行していくためには、教育行政の根幹における教育の責任体制の確立が必要であり、教育委員会改革は教育再生の基盤。教育現場で起きている問題に的確かつ速やかな対応ができる体制にするため、教育委員会の抜本的な改革が必要。また、この問題は、首長と教育委員会の関係、教育における国の役割など様々な論点に関わる。責任と権限の問題、政治的中立とは何かということも含めて議論してもらいたい。首長と切り離すのは一つの考え方だが、そもそも市長にしろ知事にしろ、自分がこういう教育をしたいということを市民や県民に問い、同意を得ても実行できないのはおかしいのではないかとというのが素朴な疑問。教育行政と教育の中身は別ではあるが、そういった点も整理して議論してもらい、この実行会議において改革の方向性を示してもらいたい。地方教育行政において、責任ある対応がなされないような場合には、その是正のため国が一定の責任を果た



すことも必要。変えるべきは思い切って変えていくため、提言の取りまとめに向け、協力願う旨の挨拶があった。（第4回・第5回実行会議）

## イ 権限と責任の明確化

総理大臣より、教育委員会の問題は突き詰めれば権限と責任の問題。特に責任が不明確。皆で責任を負うという中で無責任になっている。権限と責任を表裏一体と捉えて明確にしてもらいたい旨、また第2次提言の手交後、総理大臣より、教育委員会は、さまざまな問題が指摘されながら抜本的な改革には至っていなかったが、教育委員会の性格を改め、権限と責任を首長の任命する教育長に一元化すべきという提言をもらった。この提言は、地方教育行政の基本構造を大きく転換するものであり、これによって教育再生の基盤が築かれるものと確信している。本日の提言に沿って、文科大臣に法改正に向けて直ちに具体的な制度設計に着手するよう指示したい旨の発言があった。（第5回・第6回実行会議）

## ウ 法制化等のスケジュール及び中教審との関係

文科大臣より、内閣として平成26年の通常国会に法案を出すことを考えると、できたら本25年3月、4月のうちに教育委員会の抜本的な在り方の方向性について実行会議で改革の方向性を議論してもらい、それを受ける形で中教審で議論してもらえればと考えている旨の発言があった。（第2回実行会議）

文科大臣より、実行会議の示す改革の方向性を受け、中教審は具体的な実施方法や法制化に関わる事項について検討を進めてもらう旨の発言があった。（第4回実行会議）

総理大臣より、次回実行会議で第2次提言を取りまとめ、直ちに中教審に具体的な実施方策や法制化に関わる事項について検討願いたい旨、文科大臣より、教育委員会制度については、来年の通常国会における法案提出を考えると速やかに中教審に諮問する必要がある、次回実行会議で提言の取りまとめを願いたい旨、それぞれ挨拶があり、座長より第6回実行会議において提言を取りまとめたいこと、そのため、意見の提言案への反映について最終的には座長に一任してもらいたい旨の発言があり、了承された。（第5回実行会議）

第2次提言の手交後、文科大臣より、提言の方向を実現するための詳細な制度設計について来週中にも中教審に諮問し、精力的な検討を願いたい。そして、年内には中教審から答申をもらい、来年の通常国会に法律案を提出できるよう全力で取り組んでいく旨の発言があった。（第6回実行会議）

文科大臣より、4月25日、中教審に『今後の地方教育行政の在り方について』を諮問し、提言に示された改革の方向性を踏まえた具体的実施方法や法制化に関わる事項の審議を願い、既に議論してもらっている。今後、年内には答申をもらい、来年の通常国会に法律案を提出できるよう、しっかりと取り組んでいく旨の発言があった。（第7回・第10回実行会議）

## エ 取組の進捗状況（6月26日現在）（第10回実行会議配付資料より抜粋）

### ○中教審総会諮問文（抜粋）（4月25日）

以下の点を中心に御審議をお願いいたします。

#### 1 教育委員会制度の在り方について

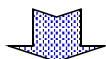
実行会議から示された地方教育行政の責任体制を明確にするため、「首長」が任免する「教育長」を地方公共団体の教育行政の責任者とするとの改革の方向性を踏まえ、「教育長」、「教育委員会」、「首長」の法的位置付けや権限、相互の関係など教育委員会制度の見直しの具体的在り方について

#### 2 教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担と各々の関係の在り方について

実行会議から示された改革の方向性を踏まえ、教育行政における国の責任の果たし方、都道府県と市町村の役割と関係の在り方

#### 3 学校と教育行政、保護者・地域住民との関係の在り方について

実行会議から示された改革の方向性を踏まえ、学校と教育行政との関係の在り方、学校と保護者・地域住民との関係の在り方



○平成25年5月20日に中教審「教育制度分科会」を開催

○秋頃に中間取りまとめ、年内に答申、平成26年の通常国会に法律改正案を提出予定

（図表2）教育委員会制度改革をめぐる様々な議論

| 政 党    | 地方教育行政に関する主な主張（第46回衆議院総選挙における公約より）                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自由民主党  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・首長が議会の同意を得て任命する「常勤」の「教育長」を教育委員会の責任者とするなど、教育委員会制度を抜本的に改革。</li> <li>・いじめの隠ぺいなど、法令違反や児童生徒の「教育を受ける権利」の侵害に対しては、公教育の最終責任者たる国が責任を果たせるよう改革。</li> </ul>                                                                   |
| 公明党    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめや不登校問題など学校現場の様々な問題に対応するため、委員選定や委員会の権限をはじめとする教育委員会の在り方を抜本的に見直し、その機能強化を図る。</li> <li>・学校ごとの裁量を広げ、教員の創意工夫を奨励する制度を推進。</li> </ul>                                                                                   |
| 民主党    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティスクール（土曜授業も含む）を更に増やす。</li> <li>・地方教育行政法を見直し、現在の教育委員会制度を見直す。</li> </ul>                                                                                                                                      |
| 日本維新の会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育制度改革（教育委員会制度の廃止を含む）</li> </ul>                                                                                                                                                                                 |
| みんなの党  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体の判断により教育委員会を設置するか否かを決定できるようにする等、地域の実情に応じた教育行政が展開できる環境整備</li> <li>・教育は市町村、現場の学校に任せることを基本とし、国の役割は最低限の教育水準の維持にとどめ、地域の実情に合わせたユニークな教育の実施</li> <li>・学校を地域社会に開放し、地域社会の核に。学校経営も保護者・住民・教育専門家等による運営委員会を実施。</li> </ul> |
| 社会民主党  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会の在り方を抜本的に見直し、機能を強化。</li> <li>・学校ごとの裁量を広げ、教職員の自発的取組が生かされるよう制度を整備。</li> <li>・地方教育委員会に予算権を付与し、地域の実態を反映した教育計画の立案・推進を可能にする等、教育の民主化の推進。</li> </ul>                                                                |
| 共産党    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育への政治支配をやめさせる。</li> <li>・民主的な学校運営、住民参加の学校づくり（教育委員の公選、学校への住民参加）</li> </ul>                                                                                                                                       |

※日本未来の党、新党大地、国民新党、新党日本、新党改革の公約には地方教育行政に関する記述なし。

（出所）第3回教育再生実行会議配付資料「教育委員会制度について（文部科学省提出資料）」

## オ 今後の方向性

「教育委員会制度改革をめぐる様々な議論」（前頁・図表2）にも表れているように、現在の教育委員会に関し改革が必要であるとする点では多くの党が一致しており、それは突き詰めれば、総理大臣の発言にあるように教育委員会の問題は権限と責任の問題に帰着する。

これまで続いてきた教育委員会制度の趣旨は「政治的中立性の確保」、「継続性・安定性の確保」、「地域住民の意向の反映」の三つであるとされ<sup>17</sup>、これは守られるべきであるとの主張があるが、首長に教育長の任命・罷免権を与え、教育長に教育行政の責任と権限を一元化するとの提言に関し、特に教育委員会の政治的中立性の確保をどう考えるか。また他方、今回の提言は現状の追認に過ぎないのではないかとの疑問<sup>18</sup>、さらには全国知事会等の地方6団体から出された共同意見書（提言では、首長にではなく教育長に権限が集中すること、首長は教育長を任命できるが指揮監督できないことを問題視し、首長が直接、教育行政を担当できるようにすべきであり提言は容認できないとの趣旨）による批判にどう答えるのかが焦点となる<sup>19</sup>。この点、諮問を受け、年内にも答申を行うと予想される中教審における議論を注視していく必要がある。

### （4）第3次提言

これからの大学教育等の在り方について（第3次提言概要）

平成25年5月28日

1. グローバル化に対応した教育環境づくりを進める
2. 社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める
3. 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化する
4. 大学等における社会人の学び直し機能を強化する
5. 大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化する

## ア スケジュール・産業競争力実行会議等との関係

文科大臣より、実行会議とともに政府の両輪である産業競争力会議（日本経済再生本部の下に開催）において<sup>20</sup>、グローバル人材の育成、特に大学での人材育成について活発な議論がなされている。同会議では、グローバル人材育成において今の日本の大学は世界で通用しない、大胆な改革が必要とのことであり、実行会議でどうメスを入れるのか期待されている。文科大臣は同会議で3月15日に「人材力強化のための教育戦略」を発表し<sup>21</sup>、4月23日に「人材力強化のための教育改革プラン」等を示した<sup>22</sup>。これからの大学教育は高度化する社会への貢献、経済発展のためという点からも、質・量ともに充実・強化していくことが必要であり、中教審だけでなく産業競争力会議とも連動した発信になるよう、グローバル社会における人材育成について5月下旬には実行会議の取りまとめを願いたい旨の発言があった。（第4回・第5回・第6回・第7回実行会議）

また、文科大臣より、産業競争力強化には国立大学の潜在力を最大限引き出すことが必要であり、そのため、大胆なグローバル化やシステム改革に取り組み、抜本的な機能

強化を進める。実行会議の提言は、産業競争力会議で文科大臣から伝え双方の議論を踏まえて教育改革を進める旨の説明があった。（第7回実行会議）

総理大臣からは、大学教育・グローバル人材育成に関し、成長戦略（以下「日本再興戦略」）の策定も視野に入れながら<sup>23</sup>、思い切った改革案を提言してもらいたい。提言は「日本再興戦略」の柱として実現に内閣を挙げて取り組んでいきたい旨の発言があった。（第7回・第8回実行会議）

また文科大臣から、この後に取りまとめられる産業競争力会議の「日本再興戦略」に、第3次提言の内容が反映されるよう頑張りたい。同時に、大学のガバナンス改革について法律改正の必要があり、中教審で速やかに検討を開始するよう対応していく旨の発言があり、第3次提言提出（25.5.28）の後には、実行会議第3次提言の内容は、産業競争力会議、経済財政諮問会議等、他の政府全体の関連する会議の中で文科大臣からプレゼンしている旨の発言があった。（第8回・第9回・第10回実行会議）

## イ グローバル人材の育成の必要性

経済のグローバル化により、国際社会で勝ち抜いていかなければならない時代になった。グローバル化は良し悪しではなく現実。その中で人材としても国としても生き残っていかなければならない。グローバル経済では英語が標準語であり英語を話せなければ勝ち抜くことはできない。海外から来る人達との対応などあらゆる場で外国人に接する機会も生じてくるため、トップの人材だけではなく全てグローバル対応できなければ対応が難しく、幅の広い人材が要求されている。トップレベルのグローバル人材は別途必要であり、語学能力だけでなく人格、教養においても相手から尊敬されなければならない。また、トップクラスの外国人教員や若手の積極的な採用により、世界と競う大学を重点的に支援したり、外国人留学生と日本人留学生を飛躍的に増大させるための思い切った支援強化が必要と考えている旨、総理大臣より発言があった。（第6回・第7回・第8回実行会議）

また「提言は、小学校の英語学習の抜本的拡充を求めた。現在は、小学校5、6年生で、『教科』とは異なる『外国語活動』という授業を行っているが、同実行会議は将来、小学校で英語に関する教科を設けるべきだとしている。文科省はこの提言を受けて中教審等で検討し、学習指導要領に反映させる考えだ」との報道がなされている<sup>24</sup>。

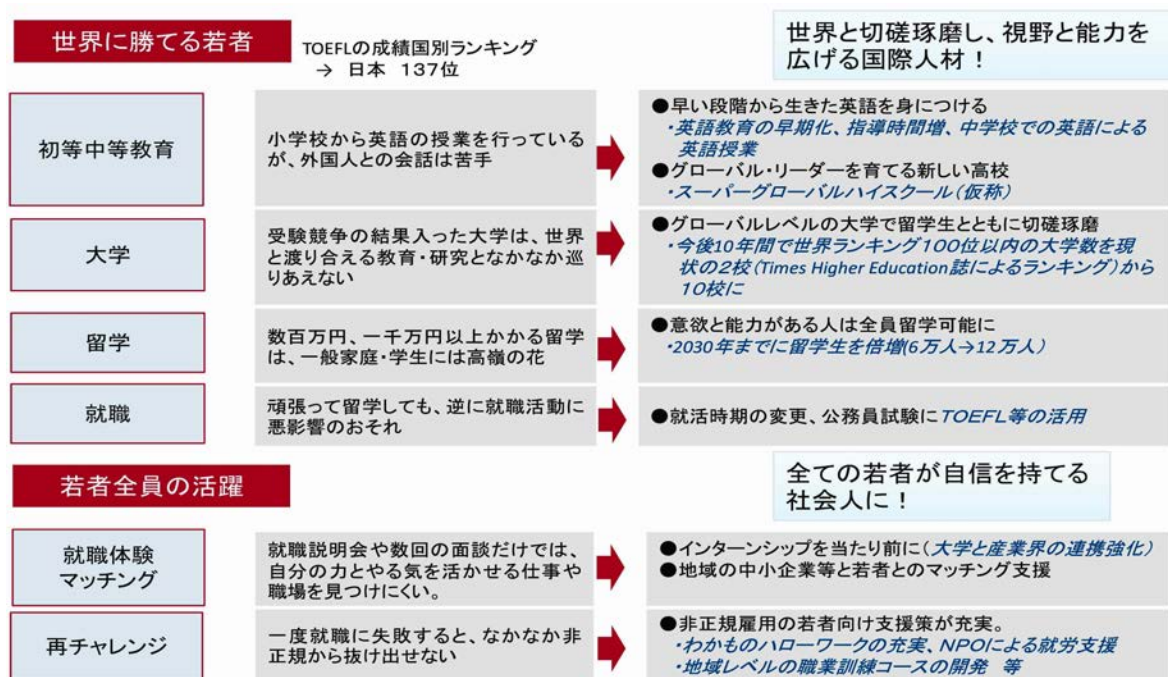
## ウ 大学教育の重要性等

大学を強化し、大学自体が競争力を持つことで、日本はグローバルに活躍し、日本自体を発信でき、人材を送り出すこともできるのだろう。大学力こそ国力そのものである。世界のグローバル化が加速するなか、特に、トップクラスの大学は「日本の大学」ではなく「世界の大学」を目指してほしい。このため、徹底した国際化を断行し世界と競う大学を指定し、重点的に支援する必要がある。また、意欲と能力のある「すべて」の日本の若者の留学実現のための新たな仕組みを創設するほか、産学連携によるイノベーションの創出や、社会人の学び直しニーズに応えること、そして、これらを進める基盤と

して大学の経営の在り方を改革することが求められている旨、総理大臣より発言があった。（第6回・第7回・第8回実行会議）

## エ 日本再興戦略（平25.6.14閣議決定）

○ 参考資料「日本再興戦略について」（平25.6.14）より抜粋



（出所）「日本再興戦略について」（平成25年6月14日）

## 日本再興戦略（平25.6.14閣議決定）

○参考資料「日本産業再興プラン①（主な施策例）」より抜粋

### ②人材力強化・雇用制度改革

（成果目標）今後5年間で世界大学ランキングトップ100に10校（現状2校）以上に

#### ■大学改革（今後3年間で改革加速期間）

年俸制や混合給与導入等の人事給与制度改革、ガバナンス改革。

運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大。

#### ■グローバル化等に対応する人材力の強化

小学校における英語教育実施学年前倒し。

「スーパーグローバルハイスクール（仮称）」を創設。

意欲と能力のある全学生等への留学機会の付与。

国家公務員試験や大学入試等へのTOEFL等の活用。

## オ 今後の方向性

グローバル人材の必要性が主張されるようになって久しいが、第6回実行会議（25.4.15）において、鎌田座長より「グローバル人材とは何かという概念が少し違えば対応の方策も全部変わってくる」旨の発言があったように、グローバル人材が英語力の高い＝外国人とのコミュニケーション能力の高い者を指すのか、あるいは国際感覚に富んだ者を指すのかなど、判然としないところがある。

この「グローバル人材」とは何かという根本的な問題については「一つ目は、グローバル化で本当に必要なのは『優秀なリーダー』であるにもかかわらず、現在の教育のグローバル化で育成されるのは『優秀なスタッフ』（辞令一つで文句を言わずに外国へ行って仕事をするような人間）に過ぎないこと。二つ目に、国籍を問わずに働くグローバル人材は、優秀な者ほど海外へ流出してしまう可能性が高いこと。三つ目は、安易なグローバル化は日本文明の自滅への道となる」ことという批判があるが、これをどのように乗り越えていくのかが問われよう<sup>25</sup>。

また提言では、英語学習の教科化に加え、授業時間の増加と4年生以下にも教えるとの提唱がなされた。現在も、平成23年度から小学校の5、6年生に外国語活動（英語）が必修化されているが、この効果の検証が未だなされていないのではないかとの疑問が投げかけられている。鎌田座長は報道陣の取材に「これまでの英語教育の実績を踏まえ、専門家による本格的な検討を進めてほしい」旨を述べ<sup>26</sup>、文科大臣は記者会見で「（教科化は）目安として4年生からと思うが、専門家が議論する必要がある」と発言したとの報道がある<sup>27</sup>。またこれら英語教育の充実の狙いについて「今後、英語が事実上第2公用語になるという方向性での話」であるとの「大胆な見解を示す」識者の存在が報じられており<sup>28</sup>、英語教育を始める学年や学習指導要領改訂の前倒しを検討する予定である中教審での議論の行方を見守る必要があろう。

## 5. おわりに

近い将来組上に上ると想定される法案は相当数になると思われる。実行会議から提言され中教審で審議中の教育委員会関係（学教法、地教行法等）や大学のガバナンス関係（学教法等）等のほかにも、日本再興戦略関連（産業競争力強化法案（仮称）、新独立行政法人法、研究開発法人に係る法案、研究者等への労働契約法等）が想定される。また自由民主党の公約や教育再生実行本部の提言では、平成の人材確保法、教科書採択に係る法的整合性確保、教育公務員特例法、教員免許法、グローバル人材育成推進法（仮称）、青少年健全育成基本法、スポーツ庁・スポーツ大臣の創設、そして高校無償化法（所得制限）等が挙げられている。これらの法案について、秋に想定される臨時国会・来年の通常国会を含めた近い将来、熱心な議論が行われることが予想される。

また、第2期教育振興基本計画について、第7期中教審の平成25年4月25日の答申では、教育への公財政支出の割合について「将来的に経済協力開発機構（OECD）諸国並みを目指す」と明記したにもかかわらず、6月4日に閣議決定した「第2期教育振興基本計



画」（平成25～29年度）では教育機関への公的財政支出の数値目標は、「目指す」から「参考」へと後退していた。財政支出につながる表現をめぐって財務省と文科省との協議が難航したものと推測されている。

教育関係の平成26年度予算について自由民主党から教育再生特別枠の要望があると報じられたが、文科省は概算要求において、政府の成長戦略に盛り込まれた政策に重点配分するために設定された「新しい日本のための優先課題推進枠」として、教育再生の実現を始めとする3項目について総額8,402億円を要望している<sup>29</sup>。

教育改革には財政上の支援が必要となることは、鎌田座長の「教育改革は、常に財源問題が伴う。私立大学にいる身としては官民格差を何とかしてほしい」（第8回実行会議）、「（配付）資料にあるTimes Higher Education のランキングに関連し、2013年4月10日の記事では、日本の大学は使用可能な資金量からみて、アジアにおいて優位性を保つことはもはやできないと指摘されていた。やはり、資金量が大きな鍵となることが外部からも示されている」旨の切実な発言（第7回実行会議）に如実に表れている。

総理大臣の発言では「『大学力』は国力そのもの。大学の強化なくして、我が国の発展はない」（第6回実行会議）、「国家戦略として、経済再生を支える大学の質・量の充実を図り、『世界に勝てる』人材を育成する大学を拡大していくべきだと確信した」（第8回実行会議）ということであり、来年度予算編成に向け、教育投資の重要性という観点からの議論が深まることが期待される。

（いまむら かずお）

---

1 第46回衆議院議員選挙 自民党政権公約 〈[http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/seisaku\\_ichiban24.pdf](http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/seisaku_ichiban24.pdf)〉

2 自民党 参議院選挙公約2013 〈[http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/sen\\_san23/2013sanin2013-07-04.pdf](http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/sen_san23/2013sanin2013-07-04.pdf)〉

3 「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について（答申）」。本答申を受け、人材確保法の制定、私立学校への経常費助成、国公立大学共通第一次試験の導入など、教育の質の改善に関連する様々な取組を実施

4 四次にわたる提言を取りまとめ、教育改革を進める視点として、①個性重視の原則、②生涯学習体系への移行、③国際化、情報化など変化への対応、の三つに集約

5 教育政策の総合的推進のための教育振興基本計画の策定及び新しい時代にふさわしい教育基本法の見直しの必要性を提言

6 教育の目的・目標を明示的に規定、教育振興基本計画の策定について規定

7 平成24年度文部科学白書（骨子） 〈[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/25/07/\\_icsFiles/afieldfile/2013/07/23/1337617\\_01\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/07/_icsFiles/afieldfile/2013/07/23/1337617_01_2.pdf)〉

8 学校教育法等の一部を改正する法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の公布について（通知） 〈[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/07081716.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07081716.htm)〉

9 教育再生会議「社会総がかりで教育再生を（最終報告）」中（別添）「フォローアップのためのチェックリスト」中「【検討を開始すべき事項】」 〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/houkoku/honbun0131.pdf>〉

10 『日本経済新聞』（平24.10.28）

11 『内外教育・教育界の重要日誌』（平成24年10月～25年7月各号）

12 自由民主党 教育再生実行本部 中間取りまとめ（平24.11.21） 〈[https://www.jimin.jp/policy/policy\\_topics/119741.html](https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/119741.html)〉

- 13 『日本経済新聞』 (平25. 8. 24)
- 14 『日本教育新聞』 (平25. 3. 11)
- 15 『東京読売新聞』 夕刊 (平25. 4. 4)
- 16 『内外教育』 (平25. 7. 2)
- 17 第3回教育再生実行会議・配付資料「教育委員会制度について」
- 18 『毎日新聞』 地方版 (平25. 4. 18)
- 19 『東京新聞』 (平25. 4. 20)
- 20 産業競争力会議・開催状況 <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkaigi/kaisai.html>>
- 21 第4回産業競争力会議・配付資料「人材力強化のための教育戦略」 (文科大臣) <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkaigi/dai4/siryu7.pdf>>
- 22 第7回産業競争力会議・配付資料「人材強化のための教育改革プラン」等 (文科大臣) <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkaigi/dai7/siryu07.pdf>>
- 23 「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」 <[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou\\_jpn.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf)>
- 24 『日本教育新聞』 (平25. 8. 5)
- 25 『内外教育』 (平25. 7. 2)、『月刊正論』 (平25. 7)
- 26 『東京新聞』 夕刊 (平25. 5. 28)
- 27 『産経新聞』 (平25. 5. 23)
- 28 『内外教育』 (平25. 8. 23)
- 29 『内外教育』 (平25. 9. 6)